

(様式 1－3)

浦安市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	市街地液状化対策事業	事業番号	D-19-1
交付団体		浦安市	事業実施主体（直接/間接）	浦安市（直接）	
総交付対象事業費		26,914,500（千円）	全体事業費	26,914,500（千円）	
事業概要					
<p>都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）を活用し、宅地と道路等の公共施設の一体的な液状化対策を実施する。</p> <p>23 年度に基礎資料を収集整理し、24 年度に実現可能性の観点から事業手法・施工方法などを検討・調査した結果、格子状地中壁工法を採用することとした。25 年度に液状化対策事業計画の作成に向けた住民説明と合意確認を行った。</p> <p>26 年 6 月末段階で、20 地区・4,103 戸（967,300 m²）で液状化対策事業計画の作成に関する住民同意が整ったので、20 地区について液状化対策事業計画案を作成する。さらに工事の実施について同意が得られた地区について、液状化対策工事を実施する。</p> <p>（「浦安市復興計画」施策体系→2. “(2) 宅地の液状化対策への支援 “に記載。）</p>					
当面の事業概要					
<p>＜平成 23・24 年度＞</p> <p>平成 23 年度から行っている市街地液状化対策実現可能性調査で、液状化防止軽減効果等のシミュレーション解析に必要な追加地盤調査などを行うとともに、解析結果を比較検証するための実証的な実験による対策効果の検証を行い、地下水位低下工法、格子状改良工法、個別対策工法（建替時含む）の実現可能性検討調査の成果を取りまとめた。</p> <p>その後、市街地液状化対策事業化検討調査として、実現可能性調査結果の市民説明や地区への説明、事業実施意向の調査など、事業化に向けた住民説明や事業候補地の検討を進めた。</p> <p>＜平成 25 年度＞</p> <p>地区ごとの勉強会など、市街地液状化対策事業計画案の作成に向けた地区住民の合意に取り組み、対策の対象となる戸建住宅地約 9,000 宅地のうち、16 地区約 3,000 宅地で勉強会が立ち上がり、5 地区 926 宅地で液状化対策事業計画案の策定に必要な住民の合意が成立した。平成 26 年 3 月末段階で住民向けの個別説明会・勉強会終了した。</p> <p>＜平成 26 年度＞</p> <p>液状化対策事業計画の策定に関する最終の合意の期限を平成 26 年 6 月末と設定した。その結果、期限までに合計 20 地区で液状化対策事業計画案の策定に関する住民合意が成立した。</p> <p>事業計画の作成に合意した 20 地区を対象に、地質調査や宅地の現況調査を実施するとともに、液状化対策事業計画を作成する。</p> <p>工事に至る手続きや住民からの分担金の徴収手続、工事後の宅地の管理などを定めた条例を平成 27 年 3 月議会で制定する。</p> <p>＜平成 27 年度＞</p> <p>住民の費用負担について同意が得られた地区について、格子状地中壁工法による対策工事を実施する。</p> <p>20 地区のうち、作業の進んでいる 14 地区を先行して施工する。目標として 27 年 6 月市議会で契約の承認手続き後、7 月の着工を目指す。他の 6 地区については、9 月議会で承認、10 月着工を目指す。</p>					

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市域の 85%が液状化し、液状化に伴う沈下傾斜被害が約 8,700 棟の家屋で発生したことから、再度の災害発生の抑制に向けて、道路など公共施設と宅地の一体的な液状化対策事業について、検討調査する必要がある。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

市街地液状化対策工事が完了した地区から、区画道路の災害復旧工事を実施する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1－3)

浦安市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	既存建築物耐震改修啓発・傾斜復旧等相談事業	事業番号	◆D-19-1-1
交付団体		浦安市	事業実施主体（直接/間接）	浦安市（直接）	
総交付対象事業費		9,868（千円）	全体事業費	9,868（千円）	
事業概要					
<p>今回の震災で中町・新町地域の戸建住宅地の多くで液状化による傾斜や沈下の被害が発生したことから、被災した住民を対象に住宅の傾斜や沈下に関する相談会を、建築士会などの専門家に委託して実施する。</p> <p>液状化により傾斜や沈下といった被害を受けた戸建住宅の復旧に関する市民の関心が高いことから、従来実施してきた木造住宅耐震相談会の内容を充実させ、液状化に起因する戸建住宅の傾斜や沈下に関する相談を実施する。</p> <p>被災した住宅の復旧に関する技術的な助言や国県市の支援制度などの情報を提供し被災者の相談に対応することにより、住民自らの力による災害の再発抑制につなげていく。</p> <p>また、地域に出向いての出張相談を実施することで、宅地の液状化対策に関する市民の関心を高め、基幹事業である市街地液状化対策事業の対象地域の選定や事業の具体化につなげていく。</p>					
(「浦安市復興計画」施策の方向性→2. “(4) 安全・安心な住宅・住環境づくりの促進”に記載。)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
<p>液状化により傾斜した家屋の傾斜復旧に関する相談や建替えの際の地盤の補強や改良工法について、毎月 1 回、専門家による相談を行う。そのほか、市の行事に相乗りした相談会が年 1 回と出張相談会を年 2 回予定しています。</p>					
<平成 25 年度>					
<p>液状化により傾斜した家屋の傾斜復旧に関する相談や建替えの際の地盤の補強や改良工法について、毎月 1 回、専門家による相談を行う。そのほか、市の行事に相乗りした相談会が年 1 回と出張相談会を年 2 回予定しています。また、地盤復旧等相談窓口を週 1 回開設する。</p>					
<平成 26 年度>					
<p>液状化により傾斜した家屋の傾斜復旧に関する相談や建替えの際の地盤の補強や改良工法について、毎月 1 回、専門家による相談を行う。そのほか、市の行事に相乗りした相談会が年 1 回と出張相談会を年 2 回予定しています。また、地盤復旧等相談窓口を月に 3 回開設する。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により市域の 85%が液状化し、液状化に伴う沈下や傾斜による被害が約 8,700 棟の家屋で発生しました。住宅の復旧には多額の費用が必要なことや十分な情報を得られない市民も多いことから、問題解決の第一歩として相談業務の必要性は高いといえます。</p>					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-19-1
事業名	市街地液状化対策事業
交付団体	浦安市
基幹事業との関連性	
<p>被災した住民のおかれた環境も様々であり、市民ニーズに応じたきめ細かな対応が求められています。被害の状況や被災者の生活環境に応じて、専門家が情報提供やアドバイスを行う双方向的な個別対応は重要です。</p> <p>市では、道路などの公共施設と宅地との一体的な液状化対策について検討を進めていますが、事業化には権利者の同意が前提であることから、その具体化に向けこうした相談会などの開催が必要不可欠です。市では、さまざまな機会を通じて宅地の液状化対策について、被災した住民への情報提供を行い、相談会を通じて市街地液状化対策事業の事業地の選定や事業の具体化に向けた環境づくりを進めていきます。</p>	

(様式 1-3)

浦安市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	幹線道路の液状化対策事業	事業番号	D-1-1
交付団体		浦安市	事業実施主体（直接/間接）	浦安市（直接）	
総交付対象事業費		4,430,958 (千円)	全体事業費	4,430,958 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災で、2、3、4、5、6、7、9、10、11 号の各幹線道路と新浦安駅と舞浜駅の駅前広場が被災し、災害復旧工事の対象となっている。このうち、市が指定する緊急輸送路に該当する路線で、かつ、千葉県指定の緊急輸送道路(国道・県道)に直接乗り入れができる路線のうち、災害時にも大型車両の通行に支障が少ない片側 2 車線以上の区間について、レベル 2 の地震でも緊急車両の通行が可能となるよう液状化対策を実施する。浦安市は境川と見明川で地域が三分されていることから、それぞれの区域ごとに 1 路線を液状化対策する。</p> <p>また、大規模な災害の際に人々の集散の起点となる駅前広場について、再度の災害発生を防止するため、レベル 2 の地震でも緊急車両の通行が可能となるよう液状化対策を実施する。</p> <p>駅前広場の車道部分と歩道部分、幹線道路の車道部分については、3 m程度の深さまで固結工法（浅層混合処理工法やセメント攪拌等）による液状化対策を実施し、歩道部分については、路盤材の補足による液状化対策を実施する。</p>					
<p>〈対象路線〉</p> <p>幹線 5 号(延長 944m、幅員 22m、車道 13,220 m² 固結工法、歩道 4,620 m² 路盤材補足)</p> <p>幹線 6 号(延長 2,280m、幅員 29m、車道 47,880 m² 固結工法、歩道 11,400 m² 路盤材補足)</p> <p>幹線 7 号(舞浜駅前広場)(車道 4,750 m² 固結工法、歩道 3,750 m² 路盤材補足)</p> <p>幹線 9 号(延長 1,578m、幅員 50m、車道 31,560 m² 固結工法、歩道 19,250 m² 路盤材補足)</p> <p>(新浦安駅前広場)(車道 4,470 m² 固結工法、歩道 5,060 m² 固結工法)</p> <p>(「浦安市復興計画」施策体系→2. “(1) 社会基盤施設の液状化対策等の強化”に記載。)</p>					
当面の事業概要					
<p>〈平成 24 年度〉</p> <p>幹線 7 号(舞浜駅前広場)の車道と歩道、幹線 9 号の新浦安駅前広場の車道と歩道部分、シンボルロードの車道部分について、固結工法(パワーブレンダー)などによる液状化対策を実施する。シンボルロードの歩道については、路盤材の補足による液状化対策を実施する。</p>					
<p>〈平成 25 年度〉</p> <p>幹線 5 号と 6 号の車道について、固結工法(パワーブレンダー)などによる液状化対策を実施する。歩道については、路盤材の補足による液状化対策を実施する。</p>					
<p>〈平成 26 年度〉</p> <p>幹線 9 号の工事の遅延により平成 25 年度は幹線 5 号と 6 号の工事実施に至らなかった。このため、平成 26 年度に幹線 5 号と 6 号の工事を実施する。幹線 6 号については、工区を 3 工区に分割しそのうち第 1、第 2 工区を施工する。</p>					
<p>〈平成 27 年度〉</p> <p>幹線 6 号の第 3 工区を施工する。</p>					

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では、埋立地を中心に広い範囲で大規模な液状化が発生し、市域の 85%で著しい被害が発生しました。道路については、幹線道路や生活道路をあわせ、被害を受けた道路の延長が 111.8km に及びました。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

東日本大震災で被災した道路については、災害復旧工事を 27 年度まで予定しています。

(様式 1－3)

浦安市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	校庭の液状化対策事業	事業番号	◆D-1-1-1
交付団体		浦安市	事業実施主体（直接/間接）	浦安市（直接）	
総交付対象事業費		970,000（千円）	全体事業費	970,000（千円）	
事業概要					
<p>児童・生徒の安全確保と災害の際の避難所機能の強化を図るため、液状化の被害が著しかった地域で、地域の防災広場としての機能を有する中学校の校庭の液状化対策を実施する。</p> <p>校庭は児童・生徒や地域住民の避難場所であり、大規模な地震の際に地域の人々が集まる拠点であることから、人々が安心して集まれるようにするとともに、災害発生時の諸活動が円滑に実施されるよう、校舎入口付近から校庭の一定の範囲を地盤改良する。</p> <p>今回の震災では、中町地域と新町地域に位置する小中学校と幼稚園 29 施設が被災しました。中町地域と新町地域は埋立地で、土地利用計画が定められ計画的に開発がなされたので、地区ごとに 2 小学校、1 中学校が建設され、地域の防災活動の拠点として機能しています。このうち災害復旧工事が予定されており、校庭面積の 1/4 以上が災害復旧工事の対象になっている中学校について、校庭の一定の範囲を深さ 15m 程度まで地盤改良する。</p> <p>〈対象施設〉（中町地域） 浦安中、見明川中、入船中、富岡中、美浜中 （新町地域） 日の出中 (事業間流用による経費の変更) 平成 24 年 11 月 30 日</p> <p>契約方法を工夫したことにより 114,742 千円の契約差金が生じたことから、D-1-1-2 雨水排水施設の整備（液状化対策）へ 75,000 千円（国費：60,000 千円）を流用。これにより交付対象事業費は 970,000 千円（国費：776,000 千円）から 895,000 千円（国費：716,000 千円）に減額。</p> <p>（「浦安市復興計画」施策の方向性→2. “(1) 公共公益施設と都市基盤施設の液状化対策等の強化”に記載。）</p>					
当面の事業概要					
<p>＜平成 24 年度＞</p> <p>液状化により被災した学校施設の災害復旧工事に併せ、中町・新町地域の中学校 6 校の校庭の一部 5,400 ~7,500 m²について、SAVE コンポーナー等による液状化対策を実施する。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災では、埋立地を中心に市域の約 85%で大規模な液状化が発生し、液状化とそれに伴う地盤沈下により、道路やライフルライン、住宅や公共施設などに大きな被害が発生しました。</p> <p>学校施設については、液状化被害が発生した中町・新町地域の小・中学校 21 校で被害が発生しました。また、学校には防災備蓄倉庫が設置されており、毛布や非常食などの災害物資の提供、給水活動や住民への情報提供など、震災後の対応は主に地域の学校・幼稚園を利用して行われ、学校・幼稚園が地域の防災拠点としての機能をはたしました。</p>					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>今回、液状化対策の対象とした中学校を含む中町・新町地域の小・中学校 21 校と幼稚園 8 園について、すべて災害復旧工事を平成 24 年度中に実施する予定です。しかしながら、災害復旧工事は原形復旧であるため、液状化対策は含まれていません。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-1-1
事業名	幹線道路の液状化対策事業
交付団体	浦安市
基幹事業との関連性	
<p>震災で大きく被災した中町・新町地域の学校についても、戸建住宅地や幹線道路と同様に再度の液状化を抑制する必要があり、市街地液状化対策事業や幹線道路の液状化対策と並行した取り組みが必要です。宅地や幹線道路の液状化対策と学校施設の液状化対策を組み合わせて、液状化被害が発生した地域全体で液状化対策に取り組むことにより、安全で安心して住み続けられる街を目指します。</p> <p>また、学校については市街地液状化対策事業で定義する「宅地」に該当しないため、効果促進事業としての実施を要望するものです。</p>	

(様式 1－3)

浦安市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	雨水排水施設の整備(液状化対策)	事業番号	◆D-1-1-2
交付団体		浦安市	事業実施主体(直接/間接)	浦安市(直接)	
総交付対象事業費		500,000(千円)	全体事業費	500,000(千円)	
事業概要					
<p>震災によって引き起こされたかつてない規模の液状化により大量の土砂が噴出したため、地盤が下がり一部の地区で自然排水が一層困難になったことから、雨水排水体制の見直しと整備を図ります。</p> <p>雨水管の入れ替えには膨大な費用がかかると予想されるので、将来的な雨水排水施設の計画的な整備に向けた検討を進めるため、現施設の排水能力について調査するとともに、緊急的な対応として雨水貯留施設の整備を進める。</p> <p><雨水貯留施設整備の対象地区>富岡、東野、弁天、舞浜 (事業間流用による経費の変更) 平成 24 年 11 月 30 日</p> <p>雨水貯留槽の容量の見直しにより工事費が増加したため、D-1-1-1 校庭の液状化対策事業より 75,000 千円(国費: 60,000 千円) を流用。これにより交付対象事業費は 645,000 千円(国費: 516,000 千円) から 720,000 千円(国費: 576,000 千円) に増額。</p> <p>(「浦安市復興計画」施策体系→2. “(1) 社会基盤施設の液状化対策等の強化”に記載。)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>中町・新町地域の雨水排水施設の能力調査を実施する。</p> <p>また、富岡地区の雨水排水対策として、富岡第七児童公園下に 830 m³ 規模の雨水貯留施設を整備する。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>弁天地区の雨水排水対策として、見明川小学校校庭地下に 1100 m³ 規模の雨水貯留施設を整備する。</p> <p><平成 26 年度></p> <p>平成 25 年度に弁天地区の工事に至らなかったことから、引き続き弁天地区での雨水貯留施設の整備に取り組む。</p> <p>東野地区の雨水排水対策として、市道幹線 4 号下に 500 m³ 規模の雨水貯留施設を整備する。</p> <p>また、舞浜地区の雨水排水対策について、首都国道工事事務所などの関係機関と協議を進める。</p> <p><平成 27 年度></p> <p>舞浜地区の雨水排水対策として、雨水貯留施設を整備する。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>雨水排水施設についても下水道管渠と同様の被害が発生していますが、中町地域の一部の地区では、液状化による大量の土砂の噴出により地盤そのものが下がっています。河川の水位に対して地盤が低下したことから、自然排水が困難な状況です。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>被災した雨水排水施設については、災害復旧工事を 24 年度に行っておりましたが、地盤が変化したことによる能力不足までは認められていません。雨水排水施設については、雨水管の線の被害というよりも地盤そのものが下がったことによる面的な広がりを持った構造的な被害となっており、災害査定に基づく災害復旧工事とは別な対応が必要です。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-1-1
事業名	幹線道路の液状化対策事業
交付団体	浦安市
基幹事業との関連性	
<p>旧江戸川河口の低地にひらけた本市では、地下水のくみ上げによる地盤沈下により自然排水が困難になったことから、雨水を排水するため、下水道の普及に先行して昭和30年代後半から雨水管やポンプ場の整備を進めてきました。そのため、本市では、下水道が分流方式となっています。</p> <p>市域の4分の3が埋立地で軟弱地盤の上に地下水位が高く、市街化が進み田畠などが存在しない本市では、雨水を適切にコントロールし河川に排水していくことが重要です。</p> <p>雨水管などの雨水排水施設は、道路の付属物であり、道路上に降った雨を河川に排水するのが主な機能です。今回の取り組みが、震災による液状化被害、地盤沈下と密接に結びついていることから、道路の液状化対策の関連事業として実施するものです。</p>	

(様式 1－3)

浦安市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	幹線下水道管渠の液状化対策事業（耐震化）	事業番号	D-21-1
交付団体		浦安市	事業実施主体（直接/間接）	浦安市（直接）	
総交付対象事業費		710,000（千円）	全体事業費		710,000（千円）

事業概要

下水道施設の液状化対策（耐震化）については、平成 24 年度に下水道総合地震対策計画を策定し、主要な管渠の耐震化を計画的に進める予定ですが、道路と工事箇所が重複する場合はスケジュールの調整が必要であり、手戻りにならないようできるだけ下水道工事を先行させる必要があります。

そのため、液状化対策を実施する主要な幹線道路の下に埋設されている主要な下水道管渠のうち、災害復旧工事が予定されていない箇所について、幹線道路の液状化対策に併せた主要な下水道管渠の液状化対策（耐震化）を図ります。

浦安市では、平成 19 年度に下水道耐震対策マニュアル 2006 年版に基づき、「浦安市公共下水道耐震対策整備基本計画」を策定しており、対象路線や概算の費用の見積もりを行っています。

〈対象路線〉

幹線系統	埋設位置	管径 mm	管更生m	継手カ所	人孔浮き上り防止
第 1 処理分区第 1 幹線	(幹線 9 号下)	1,200	1,118	13	4
第 1 処理分区第 4 幹線	(幹線 9 号下)	700	407	9	2
第 2 処理分区第 1 幹線	(幹線 6 号下)	900	611	21	9
第 2 処理分区第 8 幹線	(幹線 6 号下)	500～600	464	18	6

「浦安市復興計画」施策体系→2. “(1) 社会基盤施設の液状化対策等の強化”に記載。

当面の事業概要

〈平成 24 年度〉

幹線 9 号の液状化対策に併せ、主に幹線 9 号下に埋設されている主要な下水道管渠について、埋戻し対策や更生工法、人孔まわりの浮き上がり防止や継手の補強などの液状化対策（耐震化）を実施します。

〈平成 25 年度〉

幹線 6 号の液状化対策に併せ、主に幹線 6 号下に埋設されている主要な下水道管渠について、埋戻し対策や更生工法、人孔まわりの浮き上がり防止や継手の補強などの液状化対策（耐震化）を実施します。

また、幹線 9 号の道路の液状化対策工事の遅延により幹線 9 号下の主要な下水道管渠の耐震化工事が実施できなかったことから、平成 24 年度に予定していた工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では、埋立地を中心に広い範囲で大規模な液状化が発生し、市域の 85% で著しい被害が発生しました。下水道施設についても、約 820ha の広範囲で被害が発生しました。市内のすべての地域で下水道の使用制限が解除されたのは、4 月 15 日であり、市民は 1 ル月以上不便な生活を強いられました。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

東日本大震災で被災した下水道施設については、災害復旧工事を 24 年度から 26 年度まで予定しています。